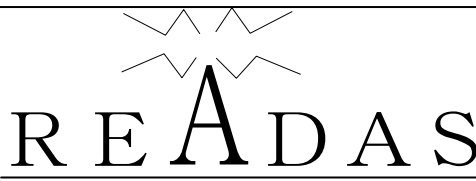


第 4430 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 2月24日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 生産緑地の評価

**Q**：生産緑地は、相続のとき、どのように評価するのですか？

**A**：次のようにします。

**【解説】**

生産緑地とは、市街化区域内にある農地のうち、公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもののうち、その農地等の所有者等の同意を得て、都市計画法及び生産緑地法の規定に基づき生産緑地地区に指定されたものをいいます。

相続税では、生産緑地に指定されますと告示の日から30年間、原則として、建築物の建築、宅地の造成等はできなくなることから、行為制限の解除の前提となっている買取りの申出のできる日までの期間に応じて定めた一定の割合を減額して評価することとなっています。具体的には、次のとおりです。

- ①課税時期に買取りの申出ができない生産緑地
- | 買取りの申出ができるまでの期間 | 割合  |
|-----------------|-----|
| 5年以下            | 10% |
| 5年超10年以下        | 15% |
| 10年超15年以下       | 20% |
| 15年超20年以下       | 25% |
| 20年超25年以下       | 30% |
| 25年超30年以下       | 35% |
- ②買取りの申出が行われていた生産緑地又は買取りの申出をすることができる生産緑地  
 …… 5%

